

令和 8 年御嵩町議会第 2 回定例会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 6 月 4 日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和 8 年 6 月 4 日 午前 9 時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 議案第 31 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 32 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 33 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 34 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 35 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 36 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 37 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 38 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 39 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 40 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 41 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 42 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 43 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 44 号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第 45 号 令和 8 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 46 号 令和 8 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 47 号 令和 8 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
 - 議案第 48 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について
 - 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
 - 議案第 50 号 訴えの提起について
 - 議案第 51 号 指定管理者の指定について

発議第 1 号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議事日程第1号

令和8年6月4日（木曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 8件

（1）介護報酬および障害者福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて国への意見書採択を求める陳情

（2）保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情

（3）mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

（4）定例監査実施報告書

（5）臨時監査実施報告書

（6）財政援助団体等監査実施報告書

（7）例月現金出納検査の結果について（報告）（令和8年2月分から4月分まで）

（8）議員派遣報告書

町長報告 3件

（1）令和7年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

（2）御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

（3）町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について

日程第4 議案の上程、提案理由の説明及び趣旨説明 26件

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第44号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 議案第50号 訴えの提起について
- 議案第51号 指定管理者の指定について
- 発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案の審議及び採決 18件

- 議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第43号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第44号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第50号 訴えの提起について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	2番 広川 大介	3番 山田 徹
5番 可児 さとみ	6番 鈴木 秀和	7番 清水 亮太
8番 奥村 悟	9番 伏屋 光幸	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡辺 幸伸	副町長 筒井 幹次
教育長 奥村 恒也	総務部長兼 庁舎整備室長 早川 均
企画部長 岡本 拓	民生部長 中村 治彦
建設部長 高木 雅春	教育参事 山田 敏寛
総務課長 土谷 浩輝	税務課長 丸山 浩史
企画課長 荻曾 弘太郎	まちづくり課長 栗谷本 真
住民環境課長 金子 文仁	保険長寿課長 日比野 克彦
福祉子ども課長 瀬瀬 泰浩	建設課長 古川 孝
農林課長 大久保 嘉博	上下水道課長 木村 公彦
亜炭鉱廃坑 対策室長 有国 敦夫	学校教育課長 塚本 政文
生涯学習課長 渡辺 一直	会計管理者 河村 千春

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 日比野 浩 士

議会事務局書記 井 上 美佐子

開会の宣告

議長（高山由行さん）

皆さん、おはようございます。

本日は、議場が北庁舎に移り初めての本会議となります。台風一過の青空とはいきませんが、新しい議場になり、新しい環境の下、議員各位におかれましては、町民の皆様の代表として、これまで以上に熱意あふれる真摯な議論をここの場で尽くしていただきたいをお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和 8 年御嵩町議会第 2 回定例会は成立しましたので、開会いたします。

なお、中日新聞社様、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び委任、または嘱託を受けた者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡辺幸伸さん。

町長（渡辺幸伸さん）

皆さん、おはようございます。

本日は、令和 8 年御嵩町議会第 2 回定例会を招集させていただきましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

提出いたします案件につきまして御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、新庁舎等整備事業に伴う仮設庁舎等への機能移転の関係で、この定例会以降、しばらくはこの北庁舎 2 階の研修室を議場とすることとなりました。本庁の議場より手狭となるため、皆様には御不便をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、第 1 回定例会以降の町政及び本町を取り巻く主な事柄について、何点か御報告を申し上げます。

初めに、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）について御報告を申し上げます。

当該線区につきましては、昨年 8 月から本町と可児市、八百津町の 3 市町で構成する沿線自治体がみなし上下分離方式による存続を目指し、名古屋鉄道株式会社と協議を重ねてまいりました。

しかしながら、先月末に報道されましたとおり、低燃費車の普及や道路整備等による車社会

のさらなる進展、人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少により利用者数の減少に歯止めがかからず、恒常的な利用者増加が見込めないこと、みなし上下分離方式として沿線自治体が担う下の部分の財政的負担が大きく、他の住民サービスへの影響が避けられないこと、近年の物価高騰や人件費上昇により現在見込んでいる事業費、ひいては沿線自治体の負担額が今後さらに増加する可能性があること、みなし上下分離方式の性質上、災害時には沿線自治体が担う下の部分の復旧費用を負担する必要があること、突発的な費用負担への対応が難しいことなどを総合的に勘案し、沿線自治体としてみなし上下分離方式による鉄道存続協議を終了することとなりました。そして、協議終了の報道から時を置かず、名鉄は当該線区を廃止する方向で進めることを明らかにいたしました。

みなし上下分離方式による鉄道存続を目指す以上、ある程度の財政負担の増加は覚悟しておりましたが、将来にわたる町政運営を考慮すると、際限なく財政負担を担保することはできないと苦渋の判断をいたしました。私自身、当該線区を利用されている方々にとって欠かせない公共交通手段を守りたい、鉄道を基軸としたまちづくりを推進していくという強い思いで協議に臨んでまいりましたので、廃線が避けられない状況に至ったことは大変残念な結果であり、今でも無念な思いがございます。

一方、これまで当該線区の活性化等に長く取り組んでいただきました町民、関係団体の皆様には大変感謝をしております。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今後は、現在の利用者への配慮やバスなど他の方法による地域公共交通を協議・準備する必要があることから、沿線自治体としては令和10年度末までの運行継続を実現すべく名鉄に要望しており、運行に係る協定締結に向けて協議を進めております。この問題は町民の皆様の生活に大きく影響する事柄であるため、今後の運行について名鉄との協議が調い次第、改めて説明の場を設けさせていただきたいと思っております。

そうした場では、廃線に向かう状況に対して下を向くばかりではなく、本町が持続可能な町であり続けるために、新たな地域公共交通とともに、これからのまちづくりについて皆様と一緒に考え、語り合える場にしたいと考えております。御理解のほど、よろしくお願いしたいと思っております。

歴史・文化資源の保存と活用を核としたまちづくりについて申し上げます。

昨年度は町制施行70周年の年であり、町民の皆様をはじめ、多くの関係者の御理解と御協力の下、各種記念事業を実施してまいりました。ビッグ人文字作戦をはじめ、よつてりやあみたけや各地域イベントなど多くの方々に御参加いただき、世代を超えた交流と一体感を育むことができたことは本町にとって大きな財産となりました。

本年度は、昨年度の取組により生まれたつながりや機運を一過性のものとすることなく、地

域の歴史や文化、絆を未来へとつなぎながら次の時代に向けた新たな道を切り開く地域づくりを進めてまいりたいと思います。

その一つとして、御嵩町の魅力や目指す姿を町内外へ一貫して発信していくための新たなブランドロゴ及びブランドステートメント等の制作に取り組んでまいります。本事業は、単にロゴマークを作成するものではございません。御嵩町の歴史、文化、自然、人の営みなど、本町らしさを改めて見詰め直し、御嵩町とはどのような町なのか、どのような未来を目指していくのかを言葉とデザインで整理し、町全体で共有していく取組でございます。

また、ブランドガイドラインを整備することで、観光PR、移住・定住、ふるさと納税、各種イベントなど様々な情報発信に統一感を持たせ、御嵩町らしさという一つのメッセージとして積み重ねてまいります。これにより町の認知度や信頼性の向上につなげるとともに、町民の皆様が地域への誇りや愛着をさらに感じられるような取組として進めてまいります。

また、まちづくりの一つであります歴史・文化資源の保存と活用について、令和6年度に策定した重要文化財願興寺の保存と活用に関する計画に沿って保存と活用を進めてまいります。

平成29年度から着手した重要文化財願興寺本堂の修理事業も、10年の歳月を経て令和9年3月の完成・竣工を迎える見込みとなつてまいりました。去る3月には、長らく願興寺本堂を覆っていた素屋根が解体され、本堂全体が確認できるようになりました。今後は、本堂の基礎工事、建具工事、防災施設整備工事等を進めていく予定としております。生まれ変わる願興寺を広く皆様に御覧いただきたく、町におきましてはこの10月に見学会を計画しているところでございます。

修理完成後も、願興寺本堂及び国指定重要文化財である仏像群24体の保存・継承はもとより、歴史的価値を有する建物についても多く残されていることから、それらの価値や魅力を多くの方に知っていただくことで地域全体の活性化に向けて効果的に活用していくことが重要であると考えております。

こうした中、願興寺の保存と活用実行委員会の総会が開催されるなど、願興寺の保存と活用に向けた動きが本格化してきております。地域の子供たちが郷土の歴史や文化を学ぶ場、町内外から訪れる方々に御嵩町の魅力を伝える場、さらに近年増加傾向にある外国人旅行者を含め、多様な来訪者との交流を生み出す関係人口の創出につなげていきたいと考えております。

行政においても、願興寺や中山道御嶽宿周辺など歴史資源を面的につなぎ、地域のにぎわい創出や交流人口の拡大へ結びつけていくため、空間、文化財、移動手段、人材の4つを柱とした宿場町リスタート事業を進めてまいります。本事業では、御嶽宿や願興寺周辺の新たな可能性を地域の皆様とともに探っていききたいと考えております。願興寺大修理完成を一つの契機として、御嶽宿、中山道、そして地域全体の魅力を未来へ継承していけるよう今後も取り組んで

まいります。

亜炭鉱廃坑対策「旧鉱物対策事業」について申し上げます。

地下の亜炭層や亜炭鉱跡の空洞の有無を確認する地盤脆弱性調査につきましては、調査が未了だった計画地についても5月22日に開催した第三者委員会において工事实施の有無や範囲が承認されました。現在は防災工事の設計に鋭意取り組んでいるところでございます。

さきに承認を得た計画地につきましては、現在、入札手続を進めており、契約締結後には対象地区の皆様へ工事説明会を実施し、現場作業に着手いたします。また、現在施工中の防災工事では、第前4期（伏見・比衣地区）において引き続き重点作業を行っており、対象区域の皆様の御協力のおかげで順調に進んでおります。今後も安全と安心の確保を最優先に、本事業を着実に推進してまいります。引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

新庁舎等整備事業について申し上げます。

これまで進めてきた新庁舎の基本設計案がまとまりましたので、広く住民の皆様から御意見やアイデアをお聞きするため、パブリックコメントを実施いたします。誰もが利用しやすく、防災拠点機能を備えた庁舎機能を目指し、引き続き取り組んでまいります。

また、仮設庁舎等への機能移転につきましては、本年3月にまちづくり課を中山道みたけ館に、学校教育課、生涯学習課を防災コミュニティセンターへ先行移転いたしました。さらに、5月末には、総務課、企画課及び建設部の4課室を北庁舎へ移転し、6月1日より新しい配置場所で業務を行っております。

今後は、現庁舎西側に仮設庁舎を建設し、各種手続を行う窓口業務を担う5つの課の移転を7月下旬に予定しております。来庁される皆様には庁舎機能の分散により御不便をおかけいたしますが、住民サービスを低下させることのないよう努めてまいりますので、何とぞ御理解をお願い申し上げます。

なお、新庁舎等の建設予定地は、現状の農地の高さから国道21号バイパスの高さまで、かさ上げをする計画であり、多くの盛土材が必要となりますが、現在、J R東海が進めているリニア中央新幹線事業の工事施工ヤード整備に伴う建設発生土を活用する方向で考えております。

本事業の経費削減を念頭に、スケジュール感もおおむね合致するとの見立てから、J R東海に対し、土壌溶出試験等を要請し、実施をされました。その試験結果について岐阜県建設発生土管理基準に適合していることを確認いたしましたので、今後は活用に向けて諸手続を進めていく予定でございます。

子育て支援及び教育環境整備について申し上げます。

令和2年度から指定管理者による運営を行っております中保育園につきましては、新庁舎等の整備に合わせて隣接地に新園舎を建設し移転する計画の下、指定管理者である学校法人杉山

第三学園との協議を重ねております。

しかしながら、同園は施設の老朽化により毎年度のように修繕が続いており、園児や保護者の皆様からはもとより、現場で働く保育士にも御不便を強いている状況でございます。このため、子供の保育環境と保育士の就労環境の改善が急務となっております。

こうした協議を進める中で同法人から、新園舎への移転に先立ち、まずは現在のみたけ幼稚園の空き教室を活用して中保育園の園児を受け入れ、幼保連携型認定こども園として先行開設したいとの申出がありました。

本町といたしましても、保育環境及び就労環境の改善を早期に図ることができること、また認定こども園化により保護者の就労状況の変化による入退園の不安が解消され、より充実した子育て支援に資すると判断し、令和9年4月の認定こども園開設を目指すことといたしました。

重層的支援体制整備事業について申し上げます。

第1回定例会でも述べましたとおり、孤立やひきこもり、いわゆる8050問題など複雑化・複合化した課題を解決するための体制づくりを目指し、本年4月より重層的支援体制整備事業を実施しております。

本町におきましては、各分野の相談機関である地域包括支援センター、基幹相談支援センター、こども家庭センターを集約し、相談窓口の一本化を図っているという強みがございます。この強みを最大限に生かし、福祉的課題を抱える方がどこの窓口にも相談されても断られたり、たらい回しになったりすることがないように、属性を問わず全てを受け止め、誰もが安心して相談できる体制を強化してまいります。その上で、本人や御家族が住み慣れた地域で生活できるよう、適切な支援への橋渡しに努めてまいります。

伏見小学校大規模改造事業について申し上げます。

伏見小学校の改造工事は、全ての工事が無事に完了し、新庁舎において3月25日に卒業式、4月7日には入学式がそれぞれ執り行われました。安全で快適な学習環境が整ったことで、子供たちが安心して学び、希望にあふれた笑顔で新たな一步を踏み出すことができたものと考えております。さらに、4月25日には伏見小学校運営協議会主催によるお披露目会&お祝いマルシェが開催され、地域の皆様や卒業生の多くが新校舎の完成を喜び、心温まる交流の場となりました。

本工事に対しまして、地域の皆様及び保護者の皆様の御理解と御協力、さらに安全かつ迅速に工事を進めていただいた施工業者の皆様に心より感謝を申し上げます。今後も子供たちが安全で快適に学べる環境づくりに努めてまいります。

スポーツを通じた人づくりについて申し上げます。

未来を担う子供たちの健やかな成長と夢に向かって果敢に挑戦する心を育みたい、そんな願

いを込めて、本年度もアスリート交流・スポーツ教室を実施してまいります。

近年、本町におきましても全国大会へ出場される児童・生徒の皆さんが表敬訪問に訪れてくださる機会が増えており、スポーツを通じて努力を重ね、夢に挑戦する子供たちの姿は町に大きな活力と誇りをもたらしてくれています。

4月から来年2月にかけては、小・中学校を対象としたかけっこ教室を開催しております。中京大学名誉教授の安藤好郎先生をアドバイザーに中京大学陸上競技部コーチの伊藤康太先生を講師としてお迎えし、「楽しみながら足が速くなる。中京大学陸上部コーチによるかけっこ指導」として、50メートル走の記録測定なども行いながら成長を実感できる内容となっております。

今後も、相撲の力士の方やプロサッカー選手など一流のアスリートと触れ合う機会をつくり、子供たちがスポーツの持つ魅力を肌で感じ、自らの可能性を信じながら未来へ挑戦する心を育んでいけるよう、引き続き事業を推進してまいります。

なお、昨年、共和中学校で御講演をいただきましたパラ陸上競技の井谷俊介選手が愛知県で行われるアジア大会出場を決めました。大会での御活躍を期待しております。

それでは、令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の概要について御説明を申し上げます。

歳出の主なものとして、総務費では、自治会集会所へのエアコン整備等の補助金として420万円余を計上しております。

民生費では、中保育園、みたけ幼稚園の幼保連携認定こども園施設整備負担金として748万円を計上しております。

衛生費では、中東情勢悪化に伴うプラスチック資源専用袋の購入所要額として221万8,000円を、可燃・不燃ごみ袋の購入所要額として651万9,000円を計上しています。

土木費では、道路維持工事費として600万円を計上しています。

教育費では、公民館・中山道みたけ館の施設修繕費として563万1,000円を計上しております。

これらを踏まえ、補正予算額は歳入歳出ともに3,410万4,000円を追加する内容となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

本定例会に提出する案件といたしましては、承認4件、町長報告3件、一般会計をはじめとする補正予算が3件、人事案件14件、条例1件、その他案件3件の合計28件でございます。

後ほど担当から詳細について御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（高山由行さん）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行さん）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 可児さとみさん、6番 鈴木秀和さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行さん）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る5月8日の議会運営委員会において、本日より6月16日までの13日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より6月16日までの13日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

諸般の報告

議長（高山由行さん）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて国への意見書採択を求める陳情、2. 保育等の公定価格の見直しに向けて国への意見書採択を求める陳情、3. mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書、4. 定例監査実施報告書、5. 随時監査実施報告書、6. 財政援助団体等監査実施報告書、7. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和8年2月分から4月分まで）、8. 議員派遣報告書、以上の8件について、その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第3号 令和7年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

おはようございます。

それでは、報告第3号 令和7年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

諸般の報告つづり3ページをお願いします。

令和7年度御嵩町一般会計予算のうち、総務費、民生費、衛生費、土木費及び消防費を次のとおり令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額を報告するものであります。

4ページをお願いします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

繰越明許費16件について、款項及び事業名ごとに翌年度繰越額、財源内訳などを記載しています。表の中ほどの金額欄は、令和7年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しています。その右横の翌年度繰越額欄が、繰越限度額のうち実際に令和8年度へ繰越した金額を表示しています。繰越し理由等は昨年度の補正予算で既に御説明しておりますので、ここでは繰越明許費で設定した繰越限度額と実際の繰越額との差が大きいものを中心に説明させていただきます。

1点目、稲荷台法面对策工事費は、御覧の金額を繰越ししています。こちらの繰越金額は、令和7年度に支出した前払い金を除いた予算額を繰越ししています。

2つ飛びまして、まちづくり活動等応援補助金の繰越額は、年度をまたいだ補助事業の交付決定を行った1団体分の補助額について繰越しを行いました。

また、2つ飛んでいただきまして、戸籍システム標準化対応業務は、2か年契約のうち令和7年度の事業完了分を除いた未完了分の事業費について繰越しを行いました。

1つ飛んでいただきまして、物価高対応子育て応援手当給付事業と次の子育て世帯支援金支給事業は、令和7年度に支給が完了した部分を除いた主に予算額について繰越しを行いました。

次のページをお願いします。

2番目の道路維持工事は、主に令和7年度に支出した前払い金を除いた予算額を繰越ししています。

最後になりますが、表の一番右側を御覧ください。

令和7年度から令和8年度へ繰り越す一般財源の合計額ですが、6,297万2,000円となります。

以上で、令和7年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

議長（高山由行さん）

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 古川孝さん。

建設課長（古川 孝さん）

それでは、諸般の報告つづりの6ページをお願いします。

報告第4号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告します。

10ページ、11ページをお願いします。

令和7年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書になります。

1. 収益的収入及び支出の(1)収入ですが、款2の事業外収益では、11ページ、決算額欄のとおり7万719円の収入がありました。これは、普通預金、定期預金の利息の1万719円と国債購入における有価証券利息の6万円の合計です。

次に、(2)支出ですが、款2販売費及び一般管理費で1万6,356円の支出がありました。

内訳として、節1報酬として監査員に対する報酬9,000円と、2段下で同じく節1旅費として理事会に出席された理事に対する費用弁償6,000円、同じく節3役務費として金融機関の諸費用1,356円を支出しています。

次に、12、13ページをお願いします。

2. 資本的収入及び支出ですが、令和7年度におきましては収入及び支出ともにございました。

次に、14ページ、損益計算書をお願いします。

Ⅲ. 販売費及び一般管理費は、報酬、旅費、役務費の合計1万6,356円で、Ⅳの事業外収益の受取利息1万719円と有価証券利息6万円の合計7万719円の差額5万4,363円が最下段の当期純利益となりました。

次の15ページは貸借対照表です。

次の16ページ、財産目録をお願いします。

資産の部として、Ⅰ. 流動資産は、(1)現金及び預金の普通預金53万4,214円と定期預金400万円、(4)未収収益1万5,000円の合計454万9,214円です。

Ⅱ. 固定資産は、(3)その他の資産の投資有価証券799万1,600円と御嵩町からの出資金500万円の合計1,299万1,600円で、資産合計は1,754万814円です。

次の17ページは令和7年度のキャッシュ・フロー計算書です。

次に、19ページ、令和7年度事業報告書をお願いします。

1. 概況、(1)総括事項として、令和7年度土地開発公社の事業で新たな用地取得はありません。また、令和7年度末現在で保有する土地也没有ありません。

次に、ページを飛びまして、22ページをお願いいたします。

監査意見書の写しになります。

去る令和8年4月30日に決算監査を実施していただき、適切な処理をお認めいただいております。

以上が、令和7年度御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、令和8年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算について御説明します。

それでは、26ページ、令和8年度御嵩町土地開発公社事業計画をお願いします。

令和8年度におきまして公有地の取得及び売却の予定はございません。

次に、28ページ、令和8年度御嵩町土地開発公社予算をお願いします。

収入の第1款事業収益は公有地取得の予定がないため収入を見込まず、第2款事業外収益には第1項受取利息2万5,000円と第2項有価証券利息6万円、合計8万5,000円を計上しています。

支出においては、第2款販売費及び一般管理費において、監事2名の報酬と理事3名の旅費、役務費、合わせて2万2,000円、第4款の予備費の1万円を合わせ、支出合計3万2,000円を予定しています。

次の第3条、資本的収入及び支出では、公有地の取得及び売却の予定がないことから、収入、支出とも予定ございません。

次の29ページ、30ページには収益的収支及び資本的収支の予算明細書、31ページには資金計画、32ページには損益計算書、33ページには貸借対照表となります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議長（高山由行さん）

続きまして、報告第5号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

農林課長 大久保嘉博さん。

農林課長（大久保嘉博さん）

それでは、報告第5号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告について説明をさせていただきます。

諸般の報告つづり34ページをお願いいたします。

こちらは、地方自治法第243条の3第3項の規定により、町有地の信託に係る事務の処理状況について御報告するものでございます。

35ページをお願いします。

森林経営信託財産目録になります。

1. 資産の部、信託をする森林の場所は、御嵩字北山1064番1ほか33筆で、前年度から増減はございません。

信託預入金は累積で162万7,184円となりました。

2. 負債の部、借入金は200万円となっております。こちらは、第2期の信託経営を行うための回転資金として借入れをしたものです。借入先は可茂森林組合です。

36ページをお願いします。

令和7年度森林経営信託事業実績になります。

間伐などを行う対象区域の面積は7.23ヘクタールの計画でしたが、実績は12.56ヘクタールとなりました。こちらは、令和7年度分の区域に加え、過年度分の区域を施業したことによるものです。

材積は対象区域内で325立方メートルを見込んでおりましたが、実績は806立方メートルとなりました。こちらは、間伐などを行う対象区域の面積の増などによるものです。

作業道は対象区域内で1,435メートルの計画でしたが、実績は903メートルとなりました。こちらは、作業道開設に対する補助金の補助率が下がったことなどによるものです。

37ページをお願いいたします。

令和7年度森林経営信託収支報告書になります。

1. 収入は、間伐や作業道に係る補助金、用材や合板などによる木材販売が主な収入となり、合計では2,548万8,717円。

2. 支出は、現場の測量などを行う森林調査など、利用間伐費、作業道開設などで小計2,520万4,512円となり、令和7年度信託収益は28万4,205円となりました。この3%の8,526円が信託手数料となり、支出の合計は2,521万3,038円となりました。

3. 令和7年度の信託積立金は、信託収益の28万4,205円から信託手数料8,526円を引いた27万5,679円となり、令和4年度からの積立金は162万7,184円となりました。

38ページをお願いいたします。

令和8年度森林経営信託事業計画になります。

令和8年度は、間伐などの面積は14.67ヘクタール、材積は660立方メートル、作業道は1,743メートルとそれぞれ計画をしております。

これに係る予算は、１．収入は、主なものとして補助金、木材販売など、２．支出は、主なものとして利用間伐費、作業道開設などで、収入・支出ともに2,311万1,000円となります。

以上で、報告第５号 町有地の信託に係る事務の処理状況に関する報告についての説明を終わります。

議案の上程、提案理由の説明及び趣旨説明

議長（高山由行さん）

日程第４、議案の上程、提案理由の説明及び趣旨説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました承認第３号から承認第６号まで、議案第31号から議案第51号まで及び発議第１号の計26件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件26件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

まず最初、承認案件についてです。

承認第３号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、承認第３号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案書４ページをお願いします。

令和７年度御嵩町一般会計補正予算（第17号）について、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年３月31日付で専決処分しましたので、同条第３項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものです。

令和７年度御嵩町一般会計補正予算（第17号）の２ページをお願いします。

第１条第１項で、歳入歳出予算の総額に24万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を117億2,615万2,000円とする旨、規定しています。

８ページをお願いします。

まず、歳入の補正です。

８ページ冒頭の款02地方譲与税から11ページの下から２つ目の表、款16県支出金、水力発電施設周辺地域交付金まで、それぞれ交付金の額の確定に伴い、補正をしております。

11ページ一番下の表、款19繰入金の財政調整基金は、今回の歳入予算の増額に伴い、１億6,136万7,000円を減額して予算の調整を行っております。

12ページをお願いします。

次に、歳出の補正です。

一番上の表、款02総務費、目16基金費は、森林環境譲与税の減額に伴い、基金積立金の減額を行っております。

2番目の表、款03民生費から最後の表、款10教育費は、水力発電施設周辺地域交付金の増額に伴い、予算の充当を行っております。

以上で、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

税務課長 丸山浩史さん。

税務課長（丸山浩史さん）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

議案書5ページをお願いします。

御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年3月31日付専決第5号で専決処分を行いましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次の6ページから15ページに御嵩町町税条例の一部を改正する条例をお示ししていますが、資料により説明をいたします。

資料の4ページを御覧ください。

改正の趣旨ですが、令和8年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例の一部を改正するものでございます。

今回改正の中の主なポイントを説明いたします。

1つ目は町民税関係で、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長になります。

個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合まで適用するものです。

2つ目は軽自動車税関係で、環境性能割の廃止に伴う名称変更等になります。

軽自動車税の環境性能割に係る条文を廃止し、「軽自動車税（種別割）」の名称を「軽自動車税」に変更するものでございます。

3つ目は地方税法等の改正に伴う条ずれなど、その他所要の改正になります。

なお、施行日は一部の規定を除き公布の日で、公布日は令和8年4月1日です。

次の5ページから42ページに新旧対照表を掲載しております。お目通しの上、御審議をお願いいたします。

以上で、承認第4号の説明を終わります。

議長（高山由行さん）

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案書16ページをお願いします。

今回、専決処分の承認を求めるものは御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定で、法令の改正が令和8年3月31日に行われたことにより、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分とし、議会の承認を求めるものでございます。

資料にて説明しますので、資料つづり43ページをお願いします。

改正の趣旨でございますが、令和8年度税制改正に伴い地方税法施行令が改正され、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料軽減を図るため賦課限度額などが見直されたことから、関係条例の改正を行うものとなります。

続いて、概要です。

1点目が課税限度額の変更で、基礎分の限度額を「66万円」から「67万円」に改めるほか、新たに子ども・子育て支援納付金分の限度額を3万円に設定いたします。

2点目は減額に係る所得の基準の変更で、5割軽減については「30万5,000円」から「31万円」に、2割軽減については「56万円」から「67万円」に変更いたします。

また、3点目として所要の改正を行います。

施行日は公布の日、適用区分としまして、改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの保険税については従前の例によります。

なお、次の44ページから53ページまでに新旧対照表を掲載しております。お目通しをお願いいたします。

以上で、承認第5号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 荻曾弘太郎さん。

企画課長（荻曾弘太郎さん）

それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづり20ページをお願いいたします。

御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

資料にて説明いたしますので、資料つづり54ページをお願いします。

本条例は、本社機能を御嵩町に移転する計画があり、岐阜県からその旨の計画の認定を受けている事業者に対して、実際に本社機能を移転された際に固定資産税の課税免除及び不均一課税の措置を行うことについて定めたものでございます。

改正趣旨でございますが、地方再生法に基づき認められております固定資産税の減収補填措置の適用期限が令和8年3月31日までとなっておりますが、この根拠となる地域再生計画の期間延長につきまして令和10年3月31日まで認められることに伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

改正の概要は、本条例の第2条第1項の改正を行うもので、固定資産税の課税免除及び不均一課税を受けることができる認定事業者の対象期間を令和10年3月31日まで延長するものであります。

施行日は公布の日です。

次の55ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、承認第6号の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

続きまして、人事案件に移ります。

議案第31号から議案第44号までの御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上14件、朗読を省略し、説明を求めます。

副町長 筒井幹次さん。

副町長（筒井幹次さん）

御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明をさせていただきます。

初めに、議案つづり22ページをお願いいたします。

御嵩町農業委員会委員の定数は14名で、この全ての方が本年7月19日をもって任期満了となりますので、14名の方それぞれについて農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。

提案説明は、議案第31号から議案第44号まで都合14件、一括でさせていただきますので、その都度、該当ページを開いていただくようお願いをいたします。

まず、このページですが、議案第31号は浅野学さんです。生年月日並びに住所については記載のとおりです。

次に、議案第32号は山本恵美雄さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第33号は瀬瀬正彦さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第34号は山本康彦さん、生年月日並びに住所については記載のとおりでございます。

議案第35号は安藤和夫さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第36号は木島和美さん、生年月日並びに住所については記載のとおりであります。

続きまして、議案第37号は青木友誉さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

次に、議案第38号は齊藤貞子さん、生年月日並びに住所については記載のとおりであります。

議案第39号は中川洋二さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第40号は田中幹三郎さん、生年月日並びに住所については記載のとおりであります。

議案第41号は伊佐次純子さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第42号は細野裕子さん、生年月日並びに住所については記載のとおりであります。

議案第43号は水野宏治さん、生年月日並びに住所については記載のとおりです。

議案第44号は三宅克治さん、生年月日並びに住所については記載のとおりであります。

以上が、都合14議案となります。

任期については、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となります。

資料つづりの56ページから69ページに14名の方の履歴書を掲載しておりますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長（高山由行さん）

続いて、補正予算に移ります。

議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 土谷浩輝さん。

総務課長（土谷浩輝さん）

それでは、議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第1号）の2ページをお願いいたします。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に3,410万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億3,010万4,000円とする旨、規定しています。

7 ページをお願いいたします。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

一番上の表、款15県支出金、目06教育費県補助金、節01教育総務費補助金301万2,000円は、委託金から補助金への予算の組替えを行っております。

それに伴い、次の表、目05教育費委託金、節01教育総務費委託金は288万1,000円を減額しております。

節02小学校費委託金は、ふるさと魅力体験事業委託金の事業採択に伴い、27万6,000円を増額しております。

次の表、款18繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源調整です。

一番下の表、款20諸収入、目06雑入は、コミュニティ助成金の事業採択に伴い、420万円を増額しております。

9 ページをお願いいたします。

次に、歳出について説明をいたします。

一番上の表、款02総務費、目11企業立地推進費、節12委託料は、工業団地内の支障木の伐採や除草などの委託料として180万円の増額です。

目14自治振興費、節18負担金、補助及び交付金は、高倉自治会、送木自治会のエアコン設置等に対する補助金として420万円を増額しております。

次の表、款03民生費、目02国保年金事務等取扱費は、システム改修に伴い、国保特別会計への繰出金として24万8,000円を増額しております。

一番下の表、目02児童運営費は、幼保連携型認定こども園に向けた施設整備負担金として748万円を増額いたします。

10ページをお願いいたします。

一番上の表、款04衛生費、目06環境衛生費221万8,000円と、次の表、目01し尿塵芥処理費651万9,000円は、原材料の高騰などにより、プラスチック資源専用袋、可燃・不燃ごみ袋の購入費の増額になります。

一番下の表、款08土木費、目02道路維持費は、町道御嵩151号線歩道フェンスの補修工事費として600万円増額しております。

11ページをお願いいたします。

一番上の表、款10教育費、目02事務局費、節19扶助費は、経済的困窮世帯への地域クラブ参加助成として21万7,000円増額です。

次の表、目02教育振興費27万6,000円は、伏見小学校のふるさと魅力体験事業の実施に伴い、必要経費として役務費と使用料及び賃借料を増額させていただきます。

一番下の表、目02公民館費、節10需用費は、中公民館の消防用給水ポンプの修繕料、伏見公民館の防火シャッター等の修繕料として430万1,000円を増額しております。

目08図書館費、節10需用費は、中山道みたけ館の空調機の修繕、中山道みたけ館前の街路樹の伐採及び伐採後の外構復旧修繕として133万円を増額いたします。

12ページをお願いいたします。

12ページからは給与費明細書をおつけしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 日比野克彦さん。

保険長寿課長（日比野克彦さん）

それでは、議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3,024万8,000円とするものです。

明細について説明いたします。

19ページをお願いします。

上段、歳入になります。

款05繰入金、目01一般会計繰入金はシステム改修に伴う事務費繰入金で、24万8,000円を増額となります。

続いて、下段、歳出です。

款01総務費、目01一般管理費は、子ども・子育て支援納付金に関連するシステム改修委託料として24万8,000円を増額となります。

以上で、議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明いたします。

補正予算書22ページをお願いします。

今回の補正は歳出予算のみの補正でありまして、歳入歳出予算の総額に変更はございません。
明細について説明いたします。

25ページをお願いします。

款05地域支援事業費、目02一般介護予防事業のうち節10需用費は、みたけ健康館のエアロバイク修繕のため12万6,000円の増額。

節17備品購入費は、伏見にここにこ館におけるランニングマシン購入の入札不落に対応するため、10万5,000円の増額となります。

款07予備費は、歳出額調整のため23万1,000円の減額となります。

以上で、議案第46号及び第47号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は10時30分とします。

午前10時10分 休憩

午前10時30分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開をいたします。

次に、条例その他の案件についてです。

議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第50号 訴えの提起について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉子ども課長 額額泰浩さん。

福祉子ども課長（額額泰浩さん）

それでは、議案第48号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは37ページとなりますが、資料のほうで説明をいたしますので、議案資料の70ページを御覧ください。

改正の趣旨は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和8年4月1日に施行されたことから関係条例の改正を行うほか、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律が令和8年12月25日に施行されることに備え、児童福祉、子ども・子育て関係の基準府省令が改正されたことに伴

い、関係条例の改正を行うものです。

改正の内容としましては、今回は3つ大きく改正があります。

まず、1つ目に、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、特例として保育士による支援を受けることができる体制を確保した上で、理学療法士等の専門職を1人に限り保育士とみなすことができる規定を追加します。

2つ目に、令和6年第2回定例会において成立しました御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例において、満3歳以上4歳未満の児童を保育する場合の職員配置数を改正し、経過措置として当分の間は改正前の配置数とできる旨、附則において規定をしていました。この経過措置の期限が令和9年度末とされたことから、その附則を改正するものです。

3つ目に、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び御嵩町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、児童対象性暴力等の防止及び利用乳幼児の適切な保護のため、児童等対象業務の従事者による犯罪事実確認等の措置の実施を義務づける規定を追加いたします。

施行日は、第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条及び第4条の規定は、こども性暴力防止法の施行日である令和8年12月25日からの施行となります。

72ページから78ページには新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御確認ください。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

続きまして、議案第50号 訴えの提起について説明いたします。

議案つづり42ページを御覧ください。

次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものになります。

事件名は、過誤払い児童手当返還請求事件。

当事者は、原告は御嵩町、被告は記載のとおりとなっております。

請求の原因としまして、被告が令和2年10月から令和3年1月までに受給した児童手当について、子の母が児童手当認定請求申請を行った結果、令和2年11月以降の児童手当を受給する権利を喪失したため、この返還を求めましたが、いまだ返還がないことから訴訟を提起するものです。

請求の趣旨としましては、過誤払いとなった手当額10万5,000円の返還及び遅延損害金の支払いを求めるものです。

管轄裁判所は御嵩簡易裁判所で、少額訴訟の提起を行うことのもになります。

以上で、議案第50号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第49号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

学校教育課長 塚本政文さん。

学校教育課長（塚本政文さん）

それでは、議案第49号 工事請負契約の締結について説明いたします。

議案つづりの41ページをお願いします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的は向陽中学校校舎防水改修工事。
2. 契約の方法は条件付一般競争入札。
3. 契約金額は6,479万円。
4. 契約の相手方は有限会社中部塗装です。

次に、資料つづりを御用意いただき、79ページをお願いします。

こちらは、工事請負の仮契約書の写しを添付しております。

工期は、令和9年3月19日としております。

80ページをお願いします。

入札執行結果公表一覧表を載せてありますので、お目通しをお願いします。

以上で、議案第49号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

議案第51号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 栗谷本真さん。

まちづくり課長（栗谷本 真さん）

それでは、議案第51号 指定管理者の指定について御説明いたします。

お手元の議案書つづりでは43ページとなりますが、詳細につきましては資料つづりの81ページに基づき御説明のほうをさせていただきます。

今回、指定管理者制度の導入を行う対象施設は御嶽宿わいわい館でございます。

指定管理者として選定した団体は、みたけまちづくり株式会社、代表取締役 亀井和彦であり、指定期間は令和9年4月1日からは令和14年3月31日までの5年間となります。

次に、本件の趣旨でございます。

御嶽宿わいわい館につきましては、これまで町による直接管理運営を行ってまいりましたが、令和9年に落成予定の願興寺を中心とした宿場町エリアのにぎわい創出や、町民、来訪者等の

多様な交流拠点としての機能をさらに高めていく必要があります。そのため、民間事業者の専門的な知見やノウハウを活用し、多様化する来訪者ニーズへ機動的に対応することで施設運営の充実及び地域活性化を図るため、指定管理者制度を導入するものでございます。

次に、選定の経過につきましては、令和7年11月27日から令和8年2月6日までの期間で公募を実施し、資料に記載のありますとおり2団体から申請書の提出がございました。その後、令和8年3月3日に外部有識者3名で構成する御嶽宿わいわい館指定管理者選定評価委員会を開催し、書類審査及びプレゼンテーション、質疑応答により審査を実施いたしました。

選定結果につきましては、選考基準に基づき総合的に審査を実施した結果、町が求める施設運営方針や事業展開に対し、より適切な管理運営が期待できると判断し、みたけまちづくり株式会社を指定管理候補予定者として選定いたしました。

次に、みたけまちづくり株式会社の概要です。

所在地は岐阜県可児郡御嵩町顔戸798番地、会社設立年月日は令和2年11月17日でございます。

提案内容及び主な選定理由につきましては、安定した施設管理を行うための経営基盤及び人材確保がなされていることに加え、施設の管理運営方針、安全管理、事業計画、利用者サービス向上、地域貢献、収支計画等について総合的に適切な提案がなされていたことによるものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

7番議員 清水亮太さん。

7番（清水亮太さん）

それでは、発議第1号 御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について趣旨説明をします。

提案書は44ページを御覧ください。

御嵩町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。令和8年6月4日、提出者、御嵩町議会議員 清水亮太。

概要については資料により説明しますので、資料つづり83ページを御覧ください。

改正趣旨は、御嵩町内部組織設置条例の一部を改正する条例が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

概要としましては、総務建設産業常任委員会の所管に企画部を加えるほか、そのほか軽微な

改正を併せて行うものとなります。

施行日は公布の日としています。

84ページから85ページにかけて条例の新旧対照表を添付していますので、御覧ください。

以上で、発議第1号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は1分後としますので、その場で休憩してください。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

議長（高山由行さん）

休憩を解いて再開いたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行さん）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

なお、審議及び採決については、議案ごとに行うことといたします。

議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第31号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第33号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第39号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第40号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第43号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

議案第44号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号 御嵩町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり同意されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 鈴木秀和さん。

6番（鈴木秀和さん）

補正予算書10ページをお願いします。上に2つ段があるんですけど、ごみ袋が単価がアップしたという予算の増だと説明を受けております。金額的には結構大きく、2つ合わせると900万円近くになっているようですが、2点質問があるんですが、1つが町民が買う単価にもこれから影響してくる可能性があるのかというのが1点、2点目がほかの市町村では透明袋もやむを得ないという活用もしているようですが、そのような考えはありますか、この2点お願いします。

議長（高山由行さん）

住民環境課長 金子文仁さん。

住民環境課長（金子文仁さん）

ただいまの鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ごみ袋の関係で販売価格を値上げする可能性があるかどうかということだと思いますけれども、実際のところごみ袋の販売価格につきましては、これはごみ処理に必要な費用を総合的に勘案した上で御嵩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により定められました一般廃棄物処理手数料になりますので、ごみ袋の製造単価の上昇によって価格が変動することはないと考えております。

もう二点目。

〔「透明なのを使うか」と呼ぶ者あり〕

別の袋を使う考えがあるかということだと思いますけれども、現在のところ在庫が不足する想定はございませんけれども、仮に在庫が不足する見通しとなった場合につきましては、ほかの種類の袋を代用する検討をする必要が出てくる可能性はあるかと思います。これにつきましては、ささゆりクリーンパークのほうからも緊急の際は従来とは異なる袋等での代用は可能ということでの回答は受けておりますけれども、仮にそうなった場合は状況に応じてさらに協議をする必要はあるかと思っております。以上です。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3 番 山田徹さん。

3 番（山田 徹さん）

補正予算の 9 ページの一番下のところなんですけれども、民生費の児童福祉費の中で負担金ということで認定こども園整備負担金748万円が補正してあるんですけれども、これは協議会の中でもちょっとお話は、説明を聞き漏らしたかもしれませんが、現在のみたけ幼稚園のほうで認定こども園になるということでその改修費用を負担するというようなこと、具体的にどういった改修をするのかということがまず 1 点。

それと、これは一般財源で全て748万円賄うということなんですけれども、認定こども園を改修するとなれば国の法律、ちょっと私も分かりませんが、国の予算や県の予算、事業者の予算も含まれて、そこにあえて町が補助を出すというようなことで、今回、負担金ということなんですけれども、なぜ補助金ではなくて負担金であるのか。それと、この時期にやるということなんですけれども、今後、認可申請をして今年度中に杉山第三学園が県の認可を受けるとということなんですけれども、本来であれば、その後にお金を見るというのが本筋でないかなと思うんですけれども、その辺りについて教えてください。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 額額泰浩さん。

福祉子ども課長（額額泰浩さん）

ただいまの山田議員の質問にお答えいたします。

みたけ幼稚園の改修の具体的な内容ということでございますが、まず基本的には空き教室を改修して今の中保育園の子供たちが通えるようにするということでございますけど、みたけ幼稚園のほうでは3歳未満児に対応した部屋がないということでございますので、3歳未満児を受入れ可能にするように部屋の床の改修ですとか、あと調乳室、また沐浴ができる設備、それから汚物処理のできる部屋を新たに設定するというところでございます。

続きまして、どうして負担金かということでございますが、こちらにつきましては杉山第三学園とも協議を続けてきておりましたが、令和8年5月25日に杉山第三学園と、これまでも協定は締結しておりましたが新たな協定を締結しておりまして、その中で中保育園を先行して移転するものにつきまして、必要な範囲で町のほうが負担を行うというような内容になっておりますので、それに基づき負担をするものでございます。

なお、全額を見るかどうかということにつきましては、現時点で工事費について確定してないものですので、現予算の範囲の中で見るということになります。増額してきたとしても現予算の範囲内での負担ということになりますので、御承知おきください。

それから、国の補助金等々あるということでもございましたけど、そちらにつきましても、今回の先行して移転するというについては直近になって決まってきたことでもございまして、令和9年4月の開設を目指すということで今年度中に事業自体を実施しなければいけないというところと、この工事自体がいつ入れるかということで、みたけ幼稚園の夏休みの期間に工事を実施したく今回補正をさせていただいたところでございますが、国等の補助金は当然あります。しかしながら、その先、新庁舎の隣接地に新たにまた建設をしていくという計画もございしますので、そちらに国の補助金等々を使っていくという計画でおりまして、今回は一般財源で負担するというところでございます。

また、先ほどのスケジュール的なところも申しましたとおり、国への協議が必要になってくるものでございますので、その協議のタイミングもちょっと合っていないということで、今回は一般財源ということでさせていただいております。以上になります。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行さん）

3番 山田徹さん。

3番（山田 徹さん）

ありがとうございました。

今後、新庁舎の横にできる杉山第三学園のほうで新たなそういう幼保連携型の認定こども園を造られるときに国の補助を使われるというようなことなんですけれども、もちろんそこでは町からの補助も出ると思うんですけれども、それには補助金の交付要綱とか、そういったのは当然整備していくということなんですかね。その辺りの確認と、あと杉山第三学園は、鶴沼でも、名古屋でもやっておられると思いますけれども、認定こども園は、そういったノウハウは兼ね備えておられるとお考えなんでしょうか。その辺りをちょっと確認したいです。

議長（高山由行さん）

福祉子ども課長 瀬瀬泰浩さん。

福祉子ども課長（瀬瀬泰浩さん）

杉山第三学園のほうにノウハウを持っているかということでございますけど、その辺りにつきましては、ほかの園でもそういったノウハウがあるというところで、運営については問題ないと考えております。ただ、保育士の確保等々というところがありますので、その辺りにつきましては、今後、今いる保育士や幼稚園教諭の研修とかそういうのも必要になってくるとは考えております。

それから、新設するときに補助金交付要綱等ということでございますが、そちらにつきましては当然ながら、国の補助金のスキームとしましては、市町村が民間の園に対して補助する場

合に、それに対する補助をしますという内容になりますので、補助金交付要綱をつくって交付した上で国からの補助金をもらうというような形になりますので、御理解ください。よろしくお願いいたします。

議長（高山由行さん）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号 令和8年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号 令和8年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行

います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

続きまして、議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号 令和8年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行さん）

議案第50号 訴えの提起についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号 訴えの提起について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行さん）

以上で本日の日程は全部終了しました。

これにて散会といたします。

次の本会議は6月11日に再開いたしますので、よろしくお願いします。御苦労さまでございました。

午前11時10分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 可 児 さ と み

署 名 議 員 鈴 木 秀 和

